# 令和6年度 米消費拡大実践活動支援事業 公募要領

公益社団法人 米穀安定供給確保支援機構

#### I 事業の目的

少子高齢化が進行している状況において、健康寿命の延伸や将来を担う次世代への食育等の観点から、健全な食生活の実践を推進することは重要なことである。

公益社団法人 米穀安定供給確保支援機構(以下「米穀機構」という。)では、妊産婦や乳幼児、学童、若年層、中高年層にいたる国民各層に対して、米を主食とした日本型食生活の有用性等の正しい理解促進のため、医療関係者等を通じたごはん食の健康性の普及、朝食欠食改善、米穀販売業者を介した広報活動等、各世代の特性に合わせた様々な普及活動を実施しているところである。こうした取組とともに、米の消費拡大を図るためには、米穀の流通に携わる小売業、米穀流通業者等が自ら組織的に一丸となって、一般消費者等に対して、米やごはんへの関心を高め、喫食喚起に向けたごはん食の健康性等に関する実践的な普及啓発活動を行うことが重要と考える。そのためには、米穀流通業者等自らが米の健康性等に関する知識の向上を図るとともに、全国的に普及啓発に取組むための仕組みづくりが必要である。

このため、米穀流通業者等が行うごはん食の健康性に関する知識向上の取組や一般消費者等に対する普及啓発活動等(以下「実践活動等」という。)を米穀流通業者団体等が推進する取組に対して支援を行う。

## Ⅱ 事業内容

- 1 この事業は、Ⅲの支援事業の対象者(応募の要件)により選定された米穀流通業者団体等が米穀流通業者等に対し次項の実践活動等の実施に必要な経費の全部または一部を助成する事業(以下「助成事業」という。)を実施した場合に、実施主体(以下「助成実施者」という。)に対して米穀機構がその助成に必要な額の全部または一部を支援する事業(以下「支援事業」という。)とする。
- 2 この事業において、実践活動等とは、米穀流通業者等が米の消費拡大のために行う次の活動をいう。
  - (1) よりよい実践活動のためのスキルアップセミナー
    - 一般消費者に対して行う出前授業等の実践活動が、幅広く、質の高い内容になるよう、米の生産、流通のみならず、栄養・健康性、文化性等をテーマとした出前授業講師等を対象としたセミナー 等
  - (2) 児童・生徒、一般消費者に対する実践活動
    - ア 学校等におけるお米出前授業、精米工場見学時におけるセミナー等
    - イ 「夏越ごはん」普及・定着のための活動
  - (3) 朝、ごはんの喫食向上をめざした普及活動
  - (4) 実践活動を円滑にするための米・ごはん食啓発資材の作成(非販売目的で作成するもののみを対象とする)
  - (5) その他、米穀機構が適当と認めた実践活動

## Ⅲ 支援事業の対象者(応募の要件)

- 1 実践活動等を行う事業者(以下「事業実施者」という。)への助成事業を実施する者のうち米穀機構が支援する者(以下「選定助成実施者」という。)として、次の要件を満たす米穀流通業者団体等を公募により選定する。
  - (1) 米穀流通業者が組織する団体であること。
  - (2) 全国の地域で事業実施が可能な体制を有すること。
  - (3) 米の消費拡大のための実践活動の実施実績があること。
  - (4) 適切な経理体制を有すること
- 2 選定助成実施者は、助成事業実施にあたり、助成金の交付手続等について、次に掲げる事項を記載した事業実施規定を作成 (既に同等の内容を有する規定がある場合は、それを当該実施規定とみなすことができる。) し、米穀機構の承認を得るもの とする。なお、支援事業の対象と異なる経費を助成対象とする場合等がある場合には、明確に区分できるように規定するもの とする。
  - (1) 交付対象要件の定義並びに助成対象経費及び助成金の額
    - (注)助成率が100%を超えるものではないことを明確にするため、1回の活動に対して定額で助成するといった形ではなく、実費に対する助成にすること(上限設定は可。)。ただし、出前授業のように、繰り返し実施されるものについては、モデルケースを作成することもできる。
  - (2) 交付申請(募集手続き)及び実績報告
  - (3) 採択基準並びに交付決定及び助成金の額の確定
  - (4) 申請の取下げ
  - (5) 事業実施計画の(変更)承認、進捗管理、助言等
  - (6) 助成金の支払
  - (7) 交付決定の取消し
  - (8) 助成金の経理及び助成実施者による調査
  - (9) 個人情報保護等に係る対応
  - (10) 知的財産権の帰属他必要な事項

3 選定助成実施者自ら事業実施規定に基づき、事業実施者として実践活動等を行うことができる。

## Ⅳ 支援事業の対象経費の範囲

- 1 支援の対象となる経費は、事業実施者がⅡの2の実践活動等を実施するために直接必要な次の経費とする。
  - (1) 旅費 <講師等の移動に係る経費>
  - (2) 会場費<会場借料(イベントへの出展料を含む)、機械機材の借上料等会場設営に係る経費>
  - (3) 謝金 <講師(助成事業者、事業実施者の職員を除く)に対する謝礼に係る経費>
  - (4) 役務費<講師の補助者(助成事業者、事業実施者の職員を除く)に係る経費。厳に必要不可欠なものに限る>
  - (5) 印刷製本費<資料等の印刷に係る経費>
  - (6) 通信運搬費<郵便代、運搬費、燃料費、梱包代等の経費>
  - (7) 消耗品費 <少額(3万円未満)な物品の経費>
  - (8) 広告宣伝費<ポスター・チラシ等の作成・配布、広告料、情報発信に係る経費>
  - (9) その他需用費(出前授業等で使用する原材料費等。具体的な内容を明らかにすること)
- 2 実践活動等の実施に必要なものであっても、次の経費は支援を助成の対象となる経費には含めない。
  - (1) 選定助成事業者、事業実施者の製品(例:パックご飯)の購入代金
  - (2) 資産計上が必要となる備品購入費
  - (3) 会食費
  - (4) 選定助成実施者及び事業実施者の所有する事務所等の借料、打合せ等に使用する会議室等の借料
  - (5) 打合せ等に係る職員等の旅費(交通費)
  - (6) 助成事業採択前に発生した経費
  - (7)消費税及び地方消費税
  - (8) その他、実践活動等を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費

#### V 支援事業実施期間

原則として、契約締結日から令和7年3月14日までとする。

#### VI 支援費の限度額

米穀機構の選定助成実施者に対する支援費は5,000,000円以内とし、この範囲内で選定助成実施者が事業実施者に助成した金額を定額で支援する。なお、支援費については、助成対象経費等の精査により、減額することがある。

#### Ⅵ 応募方法

応募希望者は米穀機構に実施要領を請求し、所定の支援事業実施計画書に記入、事業実施規定を作成の上、米穀機構あてに郵送。

- (注) 1 原則として、郵送又は宅配便〈バイク便も含む〉とし、郵送等の場合は、簡易書留、特定記録等、配達されたことが 証明できる方法によってください。やむを得ない場合は、持参も可とするが、FAX 又は電子メールによる提出は受け 付けません。
  - 2 提出に関わる費用は、提出者の負担とする。
  - 3 必要に応じて、追加資料の提出及び説明を求めることがある。
  - 4 提出書類等の返却はしない。

## Ⅲ 応募期限

令和6年5月30日(木)17時必着。厳守すること。

## IX 選定助成実施者の決定

米穀機構内に設置する選考委員会において、別に定める「<u>公募に関わる選定助成実施者の決定についての評価要領</u>」により選定 助成実施者を決定する。決定がなされたときは、応募者に対し、支援事業実施計画承認通知書により、選定助成実施者の決定を通知するとともに、米穀機構のホームページにおいても公表する。なお、決定しなかった理由についての問い合わせには応じない。

#### X 決定の通知

令和6年6月上旬の予定。

## ※ 応募お問合わせ、実施要領請求先・実施計画書送付先

公益社団法人 米穀安定供給確保支援機構 消費拡大事業部 担当:森嶋、五宝

〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町15-15 食糧会館9階

TEL 03-4334-2160 FAX 03-4334-2167 E-mail syouhikakudai■komenet.jp (■は@にかえて送信)